

事 務 連 絡
平成 25 年 12 月 3 日

各都道府県財政担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中
各指定都市財政担当課 }

総務省自治財政局財務調査課

「インフラ長寿命化基本計画」の決定について

平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、別添の「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。

本基本計画においては、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画である「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を当該基本計画に基づき策定するとともに、当該行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとされています。

また、地方公共団体の役割として、自らが管理・所有するインフラについて適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定を要請することが求められているところです。

他方、総務省としても、公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況が続くことが見込まれることに鑑み、長期的な視点から、所有する全施設を対象に更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画の策定を各地方公共団体に対して要請することを検討しておりますが、この計画は、先述の行動計画と一体のものとして策定するものとしております。今後、総務省として公共施設等総合管理計画（行動計画）の策定について技術的助言等を実施する予定としておりますので御承知おきください。

なお、個別施設計画の策定についての技術的助言等については、各インフラの所管省庁より行われるものと承知しております。

各地方公共団体におかれては、以上のことについて御承知いただくとともに、併せて、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対してもこの旨周知をお願いします。